

市第 111 号議案 横浜市行政手続条例の一部改正

1 趣旨

- ・不利益処分（※許可の取消し等）を行う場合は、その名宛人に対し、意見陳述手続を行うことが求められています。
- ・意見陳述手続を実施することについて、通常は書面で通知しますが、名宛人が所在不明の場合は、公示送達により到達したとみなし、手続の進行が可能となります。
- ・この**公示送達**について、行政手続法の改正により、**インターネット公表**によって行うことが可能となりました。
- ・市でも法と同様の対応を行うことにより、情報通信技術を活用した行政を推進するとともに、権利保護に必要な意見陳述手続の実施について名宛人に届く可能性が高まるよう、横浜市行政手続条例を改正します。

2 改正内容

公示送達の方法について、これまでは**庁舎の掲示場に掲示**するのみでしたが、今後は**インターネット公表**により行うこととし、併せてデジタルデバイド対策の観点から、求められた場合には**窓口での画面表示等**も行うよう改正します。

公示送達の方法	
現 行	改正案
庁舎の掲示場への掲示	①執行機関が規則等で定める方法※により公表 ※主務省令で定めるインターネットの方法を想定 + ②窓口でのパソコン画面表示 又は 庁舎の掲示場への掲示

3 施行予定日

令和 8 年 5 月 21 日（改正行政手続法の施行日と同日）